



## 危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書

\_\_\_\_\_  
 税務署長  
 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日提出

納税地	住所地・居所地・事業所等（該当するものを○で囲んでください。） (〒 _____ ) (TEL _____ - _____ - _____ )		
上記以外の 住所地・ 事業所等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 (〒 _____ ) (TEL _____ - _____ - _____ )		
フリガナ		生年月日	_____年 _____月 _____日生
氏名			
職業		フリガナ	
		屋号	

所得税法施行令第221条の4第4項又は同令第292条の3第4項に規定する危険勘案資産額の計算日の特例の適用を受けたいので、同令第221条の4第5項又は同令第292条の3第5項の規定により以下のとおり届けます。

- 適用を受けようとする最初の年  
 \_\_\_\_\_年
- 各年7月1日から12月31日までの間の一定の日  
 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日
- 確定申告期限までに危険勘案資産額を計算することが困難な理由
- その他参考となるべき事項
- 恒久的施設を通じて行う事業の経営責任者の氏名  
 (非居住者の方でこの特例を適用する場合は記載してください。)

関与税理士  
 \_\_\_\_\_  
 (TEL \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ )

税務署 整理 欄	整理番号	関係部門 連絡	A	B	C		
	0						
	通信日付印の年月日	確認					
	_____年 _____月 _____日						

## 書 き 方

- 1 この届出書は、所得税法施行令（以下「所令」といいます。）第 221 条の 4 第 4 項又は同令 292 条の 3 第 4 項に規定する危険勘案資産額の計算日の特例の適用を受けようとする旨を届け出る場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適用を受けようとする最初の年の翌年 3 月 15 日までに納税地の所轄税務署長に提出してください。
- 3 この届出書の各欄は、次により記載します。
  - (1) 「適用を受けようとする最初の年」欄には、所令第 221 条の 4 第 4 項又は同令 292 条の 3 第 4 項の規定の適用を受けようとする最初の年を記載してください。
  - (2) 「各年 7 月 1 日から 12 月 31 日までの間の一定の日」欄には、所令第 221 条の 4 第 4 項又は同令 292 条の 3 第 4 項の規定する一定の日を記載してください。
  - (3) 「確定申告期限までに危険勘案資産額を計算することが困難な理由」欄には、所令第 221 条の 4 第 4 項又は同令 292 条の 3 第 4 項に規定する提出期限までに同項に規定する危険勘案資産額を計算することが困難である理由を記載してください。
  - (4) 「恒久的施設を通じて行う事業の経営責任者の氏名」欄には、非居住者の方で、所令 292 条の 3 第 4 項の規定の適用を受ける場合のみ記載してください。